|  |
| --- |
| 特別地域加算、中山間地域等の加算について【概要】　①特別地域加算：１５％⇒　事業所の所在地に着目します。　②中山間地域等における小規模事業所加算：１０％　　　　　　　　　　　⇒　事業所の所在地と規模に着目します。　③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：５％　　　　　　　　　　⇒　利用者の居宅に着目します。【質問】　Ｑ１　あなたの事業所の所在地は？　Ａ１　　Ｑ２　あなたの事業所の運営規程に定める事業の実施区域は？　Ａ２【参照箇所】　イ：上記①の地域は、山村振興法又は離島振興法に該当する地域です。　ロ：上記②の地域は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に該当する地域です。（イに該当する地域を除く）　ハ：上記③の地域は、イ又はロに該当する地域です。【算定要件】　①の要件は、Ｑ１の回答が【参照箇所】イの地域に該当する場合です。　②の要件は、Ｑ１の回答が【参照箇所】ロの地域に該当する場合です。　（規模の要件はサービスごとに異なります。）③の要件は、利用者が【参照箇所】イ又はロの地域に居住している場合で、　その居住地がＱ２に含まれていないことが必要です。　加算を算定する利用者については交通費の支払いを受けることはできません。　※①と②を同時に算定することはできません。　　①と③、又は②と③を同時に算定することは可能です。※＜訪問介護＞①②③とも、特定事業所加算Ⅴを算定する場合は算定できません。※＜居宅療養管理指導（薬剤師）＞①②③とも、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の基本報酬を算定する場合は算定できません。 |